

令和六年第七回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和六年四月十日

所 世田谷区教育委員会会議室

午後二時三十分開議

○渡部教育長 ただいまから令和六年第七回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、澁澤委員が御欠席されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していますので、申し添えます。

議事に入ります前に、御報告を申し上げます。本年二月二十日より開催されました第一回世田谷区議会定例会におきまして、三月二十七日、澁澤寿一委員を教育委員に再任することについて、区議会の同意をいただいた後、保坂区長より教育委員に任命されました。任期は、三月三十日より四年間となります。また、引き続き教育長職務代理人としてお願いしましたことを御報告いたします。

それでは、次第の1、令和六年第六回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきました。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

次第の3、議席の指定を行います。委員の皆様は、世田谷区教育委員会会議規則第六条の規定により教育長より指定いたします。一番澁澤委員、二番中村委員、三番鈴木委員、四番坂倉委員、このように指定いたします。座席は今お座りのとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

本日は、事務局からの報告が五件ございます。

(1) 令和六年第一回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に

関して、井上教育総務課長より口頭説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、口頭で恐縮でございますが、令和六年第一回区議会定例会におけます教育に関する議案の審査結果につきまして御報告させていただきます。

令和六年第一回区議会定例会における議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、令和五年度世田谷区一般会計補正予算（第六次）（教育委員会事務局所管分）から、財産（区立小学校教師用指導書）の取得までの六件でございます。

一番目の令和五年度世田谷区一般会計補正予算（第六次）（教育委員会事務局所管分）から、四番目に記載してございます財産（世田谷区立池之上小学校新校舎用一般什器、備品等）の取得までの四件は、三月一日の区議会本会議にて可決されるとともに、残る二件につきましては、同じく三月二十七日の本会議で可決されてございます。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和六年度小中学校周年行事の日程について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和六年度小中学校周年行事の日程につきまして御報告させていただきます。

資料を御覧ください。十一月九日の三宿中学校から始まりまして、十二月七日の池之上小学校まで、中学校一校、小学校二校で実施する予定でございます。

す。なお、池之上小学校につきましましては、新校舎の落成式と、八十周年記念式典を同日実施の予定と聞いてございます。

それぞれの開催時間等、詳細が決まり次第、委員の皆様には改めて御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3) 教育長臨時代理の報告（世田谷区学校給食費に関する規則の一部改正）、本件に関して、鈴木学校健康推進課長より説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長 教育長臨時代理の報告（世田谷区学校給食費に関する規則の一部改正）について報告いたします。

1、主旨に記載のとおり、令和六年度以降も区立小・中学校の給食費無償化を継続するため、世田谷区学校給食費に関する規則の改正について、令和六年度予算案議決後、速やかに行う必要があります。世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二第一項の規定に基づく教育長の臨時代理により、三月二十二日に決定したことを報告いたします。

3、改正内容について御説明いたします。給食費無償化の継続に伴いまして、令和六年度以後に実施する学校給食に係る学校給食費について、保護者等は、当該学校給食費を納付する必要はないものとする改正を行います。

なお、施行日は令和六年四月一日となります。

続いて、資料二ページの別紙1が今回の規則改正の案文となっております。また、三ページ以降の別紙2が新旧対照表となっておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4) 「不登校支援ガイドライン」について、本件に関して、竹内教育相談課長より説明をお願いします。

○竹内教育相談課長 「不登校支援ガイドライン」について御報告いたします。

1、主旨でございます。令和六年一月に「不登校支援ガイドライン（案）」について御報告いたしました。このたび、「不登校支援ガイドライン」を策定いたしましたので、別紙のとおり御報告させていただきます。

2、小・中学校への周知でございます。「不登校支援ガイドライン」の策定については、四月の小・中学校それぞれの校長会において報告するとともに、今月から教職員の皆さんへの研修等を開催して、周知を進めてまいります。

3、不登校支援ガイドライン実践校でございます。こちらは「不登校支援ガイドライン」に基づいて、全小・中学校で自校の不登校傾向等児童・生徒の未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいただきますけれども、その実践や成果等の報告に御協力いただく「不登校支援ガイドライン実践校」を募集いたしました。その結果、こちらに記載の三校が御応募いただきましたので、実際に取り組んでいただくとともに、今年十二月に実践報告会を開催し、御報告いただく予定でございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)学校等における医療的ケア実施ガイドラインについて、本件に関して、中塩屋支援教育課長より説明をお願いします。

○中塩屋支援教育課長 学校等における医療的ケア実施ガイドラインについて御報告を申し上げます。

1の主旨でございます。令和六年一月に学校等における医療的ケア実施ガイドライン（案）について御報告をしたところですが、このたび、学校等における医療的ケア実施ガイドラインを策定しましたので、別紙のとおり御報告をいたします。別紙につきましては、二ページ目以降となります。

2、周知についてです。学校等における医療的ケア実施ガイドラインについて、小・中学校校長会、幼稚園長会において報告をするとともに、養護教諭を対象とした説明会を開催し、周知してまいります。また、ホームページを通じて周知等も行っております。

報告は以上になります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 現状で、今年度、このガイドラインによる対象となる児童・生徒は、今現在どのぐらいいるか把握されているでしょうか。

○中塩屋支援教育課長 現状では、八校、九校、二園、児童・生徒、園児数につきましては、約十七人程度と把握しているところでございます。

○中村委員 また後日、小学校、中学校別々に人数を教えてください。

○中塩屋支援教育課長 承知いたしました。

○渡部教育長 それでは、後ほどお願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。

(6)その他の連絡事項等はありませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は、資料配付が六件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は四月二十三日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和六年第七回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午後二時四十分閉会